

平成十九年九月十日提出
質問第九号

北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する質問主意書

一 北方領土において、ロシアが発給するビザを受けて、北朝鮮をはじめとする外国人労働者が北方領土に入り、国後島古釜布の裁判所の建設現場で働いているとの報道が二〇〇七年九月二日の新聞でなされているが、右記事の内容は事実か。

二 一の報道に、「北方領土で外国人労働者が働いているとの情報について、日本の外務省は『そのような話は確認されていない』としている。」との記述があるが、右回答を行った外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

三 一の報道を受けて、一の事態を把握すべく外務省は何らかの調査を行ったか。

四 一の事態を把握してから、外務省は具体的にどのような対応をとったか。ロシア側に抗議をし、何らかの意見を伝えたか。伝えているのならば、意見を伝えた日にち、場所、及び日本側の誰からロシア側の誰に對してどのような形で意見を伝えたのか明らかにされたい。

五 一の事態に見られる様に、北方領土においてロシアの実効支配が強化されていく現状は、わが国の国益に資する形での北方領土問題解決を図る上でどのような影響を及ぼすと外務省は認識しているか。

六 日本政府は、一九八九年九月十九日、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七日、一九九九年九月十日の閣議了解において、北方領土問題解決までの間、北方領土への入域を行わない旨、日本国民に対して再三要請してきているが、わが国固有の領土である北方四島がロシアに不法に占拠され、更にロシアのビザを受けての外国人労働者の入域、北方領土における外国製品の流通等、ロシアによる実効支配が強化されている北方領土の現状を見る時、わが国が望む形での北方領土問題の解決を図るため、日本の民間人による渡航を積極的に認め、様々な活動を行う機会を作る等、これまでの閣議了解を見直す必要があると思料するが、外務省の見解如何。

右質問する。